

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適用年度に係る連結親法人 事業年度終了の日にお ける雇 用 者 の 数	1	各 連 結 法 人 の 合 計	基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数の合計 (各連結法人の(4)の合計)	12	人
		適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 お け る 雇 用 者 の 数	2		基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の(5)の合計) －(各連結法人の(6)の合計)) (マイナスの場合は0)	13		
		同上のうち適用年度に係る 連結親法人事業年度終了 の日において高年齢雇 用者に該当する者の数	3		基 準 雇 用 者 割 合 $\frac{(13)}{(12)}$	14		
		差 引 (2)－(3)	4		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	15	円	
		(1)≥(4)の場合 (1)－(4)	5		給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16		
		(1)<(4)の場合 (4)－(1)	6		比 較 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の(10)の合計)	17		
	給 与 等 支 給 額 の 計 算	適 用 年 度 に お け る 給 与 等 の 支 給 額	7	計 額 等 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 40万円×(13) (16)<(17)の場合は0)	18	円	
		同上のうち適用年度に係る 連結親法人事業年度終了 の日において高年齢雇 用者に該当する者に係る金額	8		当 期 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	19		
		給 与 等 支 給 額 (7)－(8)	9		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (18)と(19)のうち少ない金額)	20		
	比 較 給 与 等 支 給 額 (30)		10	算	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十一)「24の②」)	21		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (5) $(22) \times \frac{(5)}{\text{各連結法人の(5)の合計}}$		11		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20)－(21)	22		
比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算								
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		給 与 等 の 支 給 額	(24)のうち適用年度に係る 連結親法人事業年度終了 の日において高年齢雇 用者に該当する者に係る金額	差 引 (24)－(25)	適 用 年 度 の 月 数 (23)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改定給与等の支給額 (26)×(27)		
23		24	25	26	27	28		
調 整 対 象 年 度	平 ・・	円	円	円	――	円		
	平 ・・							
	平 ・・				――			
	平 ・・							
計								
適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 (28の計)÷(調整対象年度数)				29	円			
比 較 給 与 等 支 給 額 $(29) + ((29) \times (14) \times \frac{30}{100})$				30				

別表六の二（十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 措置法第68条の15の2第1項に規定する適用年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度をいいます。）開始の日の前日における措置法第68条の15の2第1項第2号に規定する雇用者の数の合計が零で

ある場合には、「基準雇用者割合14」は記載を要せず、「比較給与等支給額³⁰」には「 $(29) + ((29) \times \frac{30}{100})$ 」により計算した金額を記載します。

- 3 「当期税額基準額¹⁹」は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の9第6項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には、「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。